

篠 監 公 表 第 1 号
平成 31 年 4 月 23 日

篠山市監査委員 畑 利 清

篠山市監査委員 國 里 修 久

兵庫県篠山市職員措置請求に係る監査結果の公表について

地方自治法第242条第1項の規定により平成31年2月26日に提出のあった兵庫県篠山市職員措置請求書について、同条第4項の規定に基づき実施した監査の結果を公表します。

篠山市職員措置請求に係る監査結果

(平成31年2月26日提出分)

平成31年4月

篠山市監査委員

篠山市職員措置請求に係る監査結果

第1 請求の受理

1 請求の受付

平成31年2月26日に下記の者から地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第242条第1項の規定に基づく兵庫県篠山市職員措置請求書の提出があった。

請求人

住 所 兵庫県篠山市*****番地
氏 名 *****

2 請求の概要

(1) 請求の内容 (以下、原文のとおり)

<2019年2月16日>

- 1 「法制定者には、法遵守義務が無い」との篠山市の態度は、奴隷制社会の奴隷主の古い意識である。丹波篠山字山奥の何時もニコニコ八方美人市長酒井隆明天皇は、自分が制定した法律「篠山市住民投票条例」の第5条には「…住民投票に係る事項は、二者択一で賛否を問う形式のものでなければならない」となっているが、昨年11月18日に行われた住民投票では、第5条に違反する「二者択一」ではなくて、故意に選択間違いを誘発する「丹波篠山市」だけの単品の「賛否を問う形式」の投票に、薄汚くも故意にスリ替えた。

市長と市民は互いに信頼し合って地方行政を運営するもので、どちらかが相手を騙せば両者の信頼関係が崩れる。篠山市ではそんな状況に至っており、前記第5条違反の住民投票の執行者は市長であるが、売名行為が大好きな市長はマスコミ受けを狙って、第5条違反の住民投票の「丹波篠山市」を有利に導くためにも、数ヶ月の任期を残して市長を辞職して、余計な市長選挙で公費2696万円ほどを浪費した。残された市長職務代行者の副市長平野斉や選挙管理委員会に対して、第5条違反の住民投票の違法性や執行意義について質問したが、独裁者酒井隆明天皇の厳命が徹底していたのか、文書回答を得ているが納得できる正当な返答はない。また住民投票条例施行規則第2条の2には「・・・住民投票請求書に記載された設問形式が条例5条に規定する形式に該当しないとき、又は住民投票請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求代表者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。」とある。この補正を求めると「相当の期間」が流れ、市長酒井隆明が希望の「元号変更と同時」が無理になるから、故意に施行規則に違反して補正を求めなかったのである。この規則第2条の2を正確に適用するならば、条例5条の「二者択一」が今回の住民投票から消えて無くなることはなかった。中央大学3年で司法試

験に合格した秀才の、丹波篠山の市長酒井隆明が自分が作成した住民投票条例の解釈を間違ふ筈はないもので、篠山市民はバカだから条例や施行規則は読んでも理解できないと、見下して意図的に変な住民投票を行ったものである。篠山市と「丹波篠山市」の二者択一であれば、拙者の様なモウロク爺でも今後二字余計に記入しなければならず、それが孫子の代まで続くとなれば考えるもので篠山市のままを選択する。篠山の市民は穏健な人が多く他人の言に反対する人は少ないことを、市長酒井隆明は知っているから故意に「丹波篠山市」だけの賛否を問い、温厚な市民の苦手な反対を「篠山市」にする、詐欺的で強引な手口で誤魔化し愚弄した。

この詐欺的な住民投票と市長選挙を何故に同時にやったかを考察すると、議会請求の住民投票が一票差で否決されたが、何時もニコニコ八方美人酒井隆明は小心者だから腰を抜かすほど驚いた。その後住民請求の住民投票の動きが発生して、八方美人面を維持できないほどに動転して、住民請求代表者に「速く署名集めをしないと市名変更の条例案を出すぞ」と恫喝した。それに対して住民側は、小心者市長酒井隆明を軽くあしらって、熱い真夏に署名を集めた。驚くなかれ有効署名は一万を超え、小心者の八方美人市長酒井隆明は動転して飛び上がり、市長を辞職し同日選挙に持ち込みペテン師主導の、条例5条違反の住民投票をやらかしたものである。それに小心者八方美人酒井隆明は「篠山住民投票条例逐条解説書」なる「虎の巻」を作り、市職員が市民を騙すための参考書を作成して、本件でも恥ずかしそうにチラリと使っているが、同条例5条違反を救済できるほどの後利益はない。

本件監査請求は、市名変更が進められれば莫大な公費が動くし、市長酒井隆明は稀に見るオッチョコチョイで、どんな間拔な公金支出をやらかすかも知れない御仁である。よって地方自治法第242条の規定により、住民投票条例第5条に違反する詐欺的な住民投票で、市民をマンマと騙して市名変更をする詐欺師の違法な公金支出を、監査委員らはパッチリ目を開いて監視し防止しなければならない。また本件は裁判所で住民投票条例第5条違反について争い、法律の専門家の判断を仰ぐので調子モンが踊らぬ様に監視されたい。

特別公務員の一期目は職務の学習に明け暮れ、二期目は「税金泥棒」として世過ぎに励み、三期目には余裕があり裏取引や裏工作の知識を得て、汚い裏仕事のできる一人前の特別公務員に成長するのである。兵庫県には遠い昔に、坂本勝という学者の知事がおり、二期で惜しまれながら知事を辞職して野に下り、兵庫県民の記憶には現在も残っている。現在の知事や国会議員や丹波篠山宇山奥の八方美人市長酒井隆明らは「税金泥棒」をするウマミを知っているから、特別公務員の職にしがみ付いて「税金泥棒」に励んでいる。元篠山市長の瀬戸亀男は、ハコモノに興じて市民を借金地獄に投込んだのであるが、本件問題の丹波篠山宇山奥山家の何時もニコニコは八方美人市長酒井隆明は中央大学の秀才だから、市民を騙すのは瀬戸亀よりも遥かに上手であるから、公文書や広報

を分析しインテリ詐欺師の本質を見抜くべきだ。

- 2 丹波篠山宇山奥の山家に、近代的な兵器工場原発の事故による災害に対する検討会とやらがあった。そのボス酒井隆明は福島第一原発事故が発生するまでは、国家経営の原発の「安全神話」の敬虔な信者であったことを、ハンドブック「原発災害にたくましく備えよう」の22頁にアホ面写真も添えて自白している。国家管理の原発運転は、十万年以上管理しなければならない「死の灰」を毎日生産している公害企業で、国家は操業停止にするべきだが、核兵器武装を企んでいる連中の「隠れ家」が原発である。私的企業関西電力の手先の酒井隆明は、原発事故対策として篠山市の公金を使って、殆ど効果の無いヨウ素剤を各戸配布し、賞味期限が切れて回集していても無駄に気付かず、違法な公金支出をしている。監査委員らは愚かさから救済せよ。
- 3 丹波篠山宇山奥の山家では、前近代的な「村八分」が存在し、自治会に行政事務を委託している「委託料差別」に関連するから、陳述で詳しく述べる。

<2019年2月25日>

- 1 若者たちは「ら抜き」言葉を使って楽しみ、それがほぼ定着しており単純な省略による違和感はあるが、少なくとも合理化であるから承認せざるを得ない。だが丹波篠山宇山奥の山家で大騒ぎをして、飛び跳ねている何時もニコニコ八方美人の市長酒井隆明天皇の勅語「篠山市を丹波篠山市にする」は、二字追加の不合理的な行政でボスによる暴政に過ぎない。理性的な「ら抜き」の合理主義者の若者たちからは、石頭のボケ老人の相手はできないと、何十億の利益を生むとホラが流されても、柔軟な頭脳の若者たちからは無視されペテンは発覚する。酒井隆明天皇は大日本帝国憲法の明治天皇の下で勉強するべきで、「教育勅語」の幼児教育で洗脳して戦争に導いた様に、純真な篠山市民を本年5月1日にデカンショ踊りをさすだけでなく、日露戦争勝利の時の様に提灯行列をさせれば似合う。市長酒井が「丹波篠山モーカリマッセ」との詐欺師の文言で、うるさく宣伝して遊び、奈良時代の「好字二字令」に逆らうボケ老人らの動きを、合理的な「ら抜き」の若者たちとセセラ笑いながら監視観察する。

篠山市長酒井隆明と仲間の議員奥土居帥心との、永久保存の篠山114市議会の会議録の一般質問で、議会を漫才師公演場と錯覚して、馴れ合い漫才風の逆質問で、ボケ役の議員奥土居は「428億円モーカリマス」と、詐欺師同士の軽薄なオシャベリをしていたが、暢気な市民は会議録を熟読しないから気付いていない。丹波篠山宇山奥山家の何時もニコニコ八方美人市長酒井隆明は、管理義務のある市庁舎一階ロビーに「俺は丹波篠山だ」とのノボリ旗を立てていたの、市職員に解釈や理由を尋ねたが納得できる正答が無いから、市民の目に触れない様に隠しなど助言したが、応じないので「この文言の解釈と設置理由を示すまで、市民を愚弄する詐欺師の証拠として押える」と宣言し拙宅に保管した。御用新聞の「神戸新聞」は、市長と大本営を錯覚し恐れ多き大本営から恫喝された様にとらえ、同紙単独取材で「10年20年後の村を・・・」と

一人前に述べているが、酒井隆明天皇の主張する村落は30年後には存続余地はない。子孫に「丹波」との2文字の手間を強制して、丹波篠山市を「ラ抜き」常用の若者らに強制するのは無理で、市民を借金地獄に投込んだ瀬戸亀男とチョボチョボなのが酒井隆明だ。ただ瀬戸亀よりも高学歴なので、市民を騙す手口は高等で油断できないものだが、丹波篠山字山奥のボケ老人愚か者として瀬戸亀と共に長く語り継がれるし、孫子にまで「丹波」との2文字を押し付けた暴君とされるだろう。

- 2 自分が制定した法律「篠山市住民投票条例」の第5条は「…住民投票に係る事項は、二者択一で賛否を問う形式のものでなければならない」となっているが、中央大学法学部卒業の秀才で、丹波篠山字山奥の何時もニコニコ八方美人の篠山市長酒井隆明は、山奥の山家では絶対的な暴君だから条例無視は朝飯前である。「丹波篠山市」の賛否を問うだけならば、条例第5条の「二者択一」との文言は必要ではなく、続いて第5条も住民投票条例そのものも制定意義が消滅し、無意味な作文のゴミの山ということだ。大学の法学部とは法律の網目を潜る方法を教える所で、卒業生の総てが法曹界の正義派となり、社会に貢献していると思うのは、オボコイ頭脳で世間知らずということで、年収二百万円の司法試験合格者が多数巷に吐き出されている。

東大卒で弁護士資格を有する明石市長は、白昼堂々と「放火教唆」のできる人物で、中央大学卒の酒井隆明よりも遥かに大物で、住民投票条例や同施行規則をチョネチョネ弄っているチンピラとは、大卒で司法試験合格は同じでも月とスッポンの差がある。明石市長泉房穂も丹波篠山字山奥の市長酒井隆明も、特別公務員で公職選挙に出た時は有権者に対して、参議院は別だが「懲役4年」の刑に服し仕事をすると誓うが、口先だけの連中だから任期途中に低い塀を乗り越えて脱獄し、恥を知らないからオイシイ話に飛びつくもので、市長酒井隆明も県会議員を途中で脱獄して市長職を手に入れた前科を持っている。その「脱獄」の前科があるから、数ヶ月の任期を残して市長辞職することが平気でできたもので、脱獄常習者が市長なのは面白い。その辞職に伴う市長選挙に前記議員奥土居帥心も連れもって脱獄し、住民投票の対立軸を消した争点なき余計な市長選挙に公費26,957,992円を浪費した。

前回の住民投票の監査請求よりも金額を増して返還請求するが、クサイ明石市長選挙も見ものである。兵庫県には日本語を正確に使えない愚か者が、特別公務員として多数棲息しており、知事を先頭に愚者連中が色々と、市長酒井隆明のクサイ尻を押す集会を準備している。

- 3 世間並の常識を持つ者なら、五百万円ほどの大金を支出して各戸配布したヨウ素剤が、賞味期限切れで返品されれば配布意義を否定されたと気付き、配布を見合わすものである。ところが市長酒井隆明は常識を持ち合わせていない愚か者なので、今年度も効果少なきヨウ素剤に大金を支出し各戸配布して、公費による公職選挙運動を重ねている。そんな汚い公職選挙だから、漫才仲間の奥

土居帥心の外には相手にならず、今回の市長選挙の様に無投票当選で全市民から白紙委任状を託されたと錯覚して飛び跳ねれば面白い。4年前の市長選挙の直前には、産業廃棄物中間処理施設検討委員会を公費で開催し、第3回検討会は市長選挙の1週間ほど前だったから、マスコミ各社は取材していたが報道しなかった。次の第4回検討会は、公費で事前運動する現職市長の薄汚さに厭きられて無視し、無投票になった。それを市民全員から白紙委任を貰ったと愚か者は錯覚し、会の冒頭で「雨水100%放流禁止」を持出した。会議は激論が飛び交い華やかであったが、愚か者酒井隆明は自分の間拔な発言を会議録から削除改竄したので、奈良女子大の中山徹教授は会議の雰囲気を読めない中学生にされたが、後の愚か者酒井隆明との議論で打ち負かしているのが、市民必読の書となった。

3 請求の補正

本請求については補正を要する点があり又、事実を証する書面の添付がなかったため、請求人に対し平成31年2月27日付け篠監査第71号で補正通知を行い、3月8日、3月22日及び3月29日付けで下記のとおり補正がなされた。

(1) 補正の内容（以下、原文のとおり）

<2019年3月8日>

- 1 住民投票条例第5条に違反する「二者択一」でないデタラメな住民投票で市民をダマすために、任期途中で市長を辞職し、市民の追求から逃げ出して副市長平野斉に吹き込んでおいたネゴトに救済してもらった。住民投票の執行者は市長であり、住民投票条例施行規則第2条には「条例5条に規定する形式に該当しないとき、…請求代表者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない」とあるが、市民をダマシ続けてきた市長酒井隆明は補正を求めることもなく、自ら捏造した「丹波篠山市」のみの賛否を問う住民投票をゴリ押しした。「丹波篠山市」単独の賛否ではなく、現行の「篠山市」との二者択一の賛否を問うのが正しい条例5条の解釈である。この二者の賛否を問えば、二字も余計に記載しなければならない日常は拒否し、殆どの市民が「丹波篠山市」を拒否し、使い慣れた「篠山市」を選択するのは明白である。それを故意に自分が制定した住民投票条例5条違反を、犯してまで「丹波篠山市」を市民に強要した悪事は未永く篠山市民の間で語り継がれ、間拔けな市長酒井隆明との尊名は住野丙馬と共に市民の記憶に残るであろう。

ところで本件アホゲな住民投票や市長選挙の費用を支出し、篠山市に損害を及ぼした張本人は中筋吉洋であり、篠山市がケツタイな住民投票や馴れ合い市長選挙等により受けた損害は金2696万円ほどである。以上「職員の指定」と「財務会計上の行為」その他の補正項目を補正しており、請求人の「求める措置」は市民をオチョクリ且つダマシタ住民投票や市長選挙に対する公金支出を、篠山市の損害として支出責任者が篠山市に返還することを求める。

- 2 市民安全課長杉野和則は、原発災害の効果少ないヨウ素剤各戸配布費の支出責任者である。返還金額についてや措置要求は陳述で具体的に述べる。
- 2 市民協働課長羽馬辰也は行政事務委託契約委託料の支出責任者で、その均等割り支出に於いて住吉台の住民には所帯あたり 6 7 9 円、入組の住民には 3 4 5 0 0 円と前近代的な差別行政を行った。日本国には居住地によって差別する支配方法が幾つか見られるが、これは珍しいもので早期に是正すべきである。どの集落にも差別がある均等割り額は金 1 7 0 4 万 8 千円であり、国連の人権に関する委員会や団体から苦情が入る前に、一旦市に返還させ善処せよ。本件に関連する自治会長会は古き石頭で現在も「村八分」をおこなっており本件に組込む。以上。

<2019 年 3 月 22 日>

- 1 自分が制定した篠山市住民投票条例第 5 条や同施行規則第 2 条に違反し、条例を蹂躪して遊び呆ける非常識なことは、普通一般の良識を持つ者にはできないことであり、恥を知らない市長酒井隆明なればこそできる芸当である。県会議員の「懲役 4 年」を自ら求めながら途中で脱獄して、オイシイ市長職に就任して以来の十年ほどは、常に「丹波篠山市」への変名実現の機会を狙っていた。それに元号変更にも市名変更を重ねると経費節減になるとのデマを流したが、元号と市名の変更手続きは別々のものであり、時期を同じにしても経費の削減にはならない。この様に市民を愚弄する虚偽発言は散見され、広報「丹波篠山」225号では農産物の産地表示に「丹波篠山」が使えなくなるとのデマを流した。2018 年 2 月 25 日の神戸新聞は、県の丹波農林振興事務所の松岡浩司所長を取材し、市長酒井や仲間連中が騒いでいる「丹波篠山」が産地表示できなくなるとのデマを否定した。篠山市長酒井隆明は日本語を正確に使えない間抜けな男で、ブログ市長日記の[産地表示で「丹波篠山産」はダメ]とのデタラメは、如何に恥知らずでも格好悪いと思ったのか、新聞報道後自分が世界に流した嘘八百をインターネットから消して逃げた。市長酒井隆明は、日本語が正確に使えない底抜けのアホ連中の応援を受けた事実を、広報 229号に残して、立派なペテン師の手口を公開した上に、神戸新聞や議会へのエゲツない攻撃を開始した。その事実は紙面に反映したり、市議会の永久保存の会議録に残っているが、市民は本気で取り組み解明する意思も暇もないから、ペテン師の天下は続きダマシの材料を探して暗躍を続け、市民は何度も詐欺の被害を受ける。
- 2 ヨウ素剤の各戸配布は「原発災害にたくましく備えよう」の 22 頁で、市長酒井隆明はアホ面写真と共に「平成 23 年の福島事故が起こるまで、私たちは原発は安全なもの…と信じていました」と原発の「安全神話」の信者だったことを白状しており、その遅れた頭脳から対原発の特効薬としてヨウ素剤に飛付いた。日本人は海藻を多く摂取しているのに、福島のひらた中央病院等の医療関係者が事故後調査し、放射性ヨウ素を甲状腺に取り込まない人が 97%だと、アメリカの医療雑誌に公表した。その新聞記事を担当職員に示し各戸配布をす

るなど注意したが、ボスの命令は絶対だから人気獲得の為に、篠山市の医療関係者を高額の日当動員し配布した。昔からバカに付ける薬は無いと申すので、冷ややかに眺めて楽しんでいる。以上

<2019年3月29日>

- 1 自分が制定した篠山市住民投票条例第5条や同施行規則第2条に違反して住民投票を行い、出馬時には「懲役4年」の任期を真面目に職務に励むとしていたが、県会議員から市長職に乗り換えた時と同様に、利益を求めての辞任「脱獄」は朝飯前であり、住民投票で「丹波篠山市」は不利だと読んで市長を辞職し、自分の後援会等を総動員して住民投票に乗り込み、二者択一でない条例違反の「丹波篠山市」だけの賛否を問う、ヘンテコで違法な住民投票を行った。現行の「篠山市」と二字多い「丹波篠山市」の二者択一で賛否を問えば、子々孫々末代まで住所記載の度毎に「丹波」との二字の余計な追加を、丹波篠山宇山奥山家の八方美人篠山市長酒井隆明が練り上げたペテンで、強制されることのアホらしさに気付き「篠山市」を選択する。市長選挙で一万六千票を得たペテン師は、自己願望の「丹波篠山市」単独の住民投票では三千人が反対の意思を示し、市民の多くは余計な手間を拒否した。ペテン師や詐欺師の被害を受け続けるには、市長酒井の条例違反を真似して市長が制定する市名変更条例に従わず、郵便等は篠山市のまま届くから、市長が罰則規定「死刑に処す」を制定するまでは、面倒な加筆はしなくてよろしい。
- 2 本件ヨウ素剤各戸配布の公金支出者は杉野和則で、それは3,523,993円である。篠山市原子力災害対策検討委員会とやらの第21回会議に於いて、京都の売文屋詐欺師守田敏也は資料を自分で用意した。その中に十年ほど前の近江八幡市の市長が、関西電力と交渉して市民8万人分のヨウ素剤を購入させ備蓄していた事実を伝えていた。売文屋守田が、近江八幡市の冷徹な目を持つ市長の快挙を正確に認識していたなら、篠山のボンクラ市長に「関電と交渉してヨウ素剤を購入させ、篠山市に納付させよ」と、検討会で提言していたのではないかと思い質問したら、ボスから検討会を牛耳れと命じられていた副市長平野斉が、傍聴者の発言を禁じる秘密集会に変更した。これは一大事と役場を訪れ担当課に、秘密集会の原子力災害対策検討会を今後は公費で開くことを禁じた。だがその後担当課が、売文屋守田敏也を呼んで講演会を開いたけれど、その会場にはボスの息がかかった自治会長や民生委員らだけが参加しており、住所を記入した参加者は拙者だけであった。

原発が専門と市民に宣伝されていた守田敏也が、新聞を読んでいる範囲の自然災害のことについて喋り、八上のポンプ場建設について市民誰もが知っていることをグタグタ述べるので、堪りかねて「あの時ポンプ場で夜通しゴミ掃除していた人のことも報告センカイ」と諷めてやり、序に「ヨウ素剤配布で市長酒井隆明に頼まれて市民をダマスために篠山に乗り込んだ詐欺師とチャイマッカ」と野次ってやると、守田の坊や名誉毀損だとワメキチラシ、市

長に動員された自治会長らの元気なアホ連中は、市民の拙者に向かって公有財産のその部屋から出て行けと騒いだ。アホに付ける薬は無いしアホに付き合う暇もないので、帰り支度をしていると、守田の仲間の女ボスが近づいてきて「出て行け帰れ」とヒステリックに騒いでいた。後日担当の市職員に守田の坊やが申した「名誉毀損」とは、刑事か民事のことか或いは両方のことか、確認の依頼をしたが詐欺師守田は無視して返答はない。よって暇ができれば、民事はゼニが掛かるが刑事は無料なので、公衆の面前で拙者の名誉を毀損して京都に逃げ帰ったと、篠山警察に告訴して遊ぶのも面白い。

- 3 兵庫県丹波篠山字山奥山家のサルに限りなく近い集団の自治体では、ボスの権力は絶対であり、自治会でもボスは好き勝手にノサバツてきた。数十年前の篠山町の時代には、ガス水道料金は住民が集め行政は報奨金を支払っていた。現在残っている「行政事務委託契約委託料」と性格が同じで、公金を受け取った者が私物化することが許されていた。東新町では集金は町内会がするが、報奨金はドアツカマシイ婦人会が受け取り着服することになっていた。婦人会構成員でない母親が何年にもわたってオカシイと申しながら集金していたので、経緯や状況を調査した上で集金してきた20万円ほどを差し押さえ、集金させられながら報奨金は婦人会に横領されていた隣保の町内会員五人ほどに分配した。町内会長や婦人会長は頭から湯気を出して怒り返済を求めてきたので、怒りよりも反省が先と違うかと諫めた。その結果反省をすることなく拙者を「村八分」にして現在に至り、市の広報やハンドブック「原発災害にたくましく備えよう」は、東新町は市から行政事務委託料を受け取っていないながら拙者には配布しない「村八分」を行ってきた。報奨金着服の婦人会は消滅し「報奨金制度」も消え去ったし、町内会や自治会も消滅寸前の危機的状況にある。大日本帝国憲法の時代から頭脳を進めていない連中は、前近代的な制度を温存した組織の構成員として、何の抵抗もなく平然と生きていけるらしい。

篠山市の行政事務委託料には所帯割と均等割があり、その均等割は2所帯の入組は65,000円で、千所帯以上の住吉台は69,000円で、所帯当たりの支給額では五百倍の差があり問題である。居住地による差別は江戸時代には見られ、身分差別と連動させて民衆支配の道具とされた。この篠山市の居住地差別は支配が目的でなく、支配者市長や取巻き連中の怠慢に起因する。均等割額は金17,048,000円であり、公金支出者は羽馬辰也で一旦返還して、近代的な分配方法をサルよりも上等な頭脳ならば考え出せる筈である。以上。

3 請求の要件審査

本件措置請求は、自治法第242条第1項に規定する所定の要件を具備しているものと認め、平成31年3月11日付けでこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象とした事項

措置請求書に記載されている事項及び請求人陳述の内容等を勘案し、本請求の趣旨を次のように解して監査対象とし、項目(1)、(2)及び(3)が「違法若しくは不当な公金の支出」に該当するか否かについて、監査を実施した。

(1) 住民投票及び市長選挙について

住民投票費及び市長選挙費の支出26,957,992円について、違法若しくは不当な公金支出に該当するか否か。

(2) 安定ヨウ素剤の配布について

安定ヨウ素剤の配布にかかる支出3,523,993円の支出について、違法若しくは不当な公金支出に該当するか否か。

(3) 行政事務委託料の均等割額について

行政事務委託料（均等割額）にかかる支出17,048,000円の支出について、違法若しくは不当な公金支出に該当するか否か。

2 監査対象部局

(1) 住民投票及び市長選挙について

〈監査対象部局〉総務部総務課、選挙管理委員会事務局

(2) 安定ヨウ素剤の配布について

〈監査対象部局〉市民生活部市民安全課

(3) 行政事務委託料の均等割額について

〈監査対象部局〉市民生活部市民協働課

3 関係職員調査

監査対象部局から関係書類の提出を求め、調査した。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、自治法第242条第6項の規定により、平成31年3月22日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

なお、新たな証拠（追加証拠）として、下記の文書が提出された。

ア. 追証1 「丹波篠山産の産地表示（神戸新聞）」の新聞記事の写し

イ. 追証2 第21回篠山市原子力災害対策検討委員会（平成30年6月27日開催）の資料（抜粋）の写し及び議案第30号平成30年度篠山市一般会計予算に対する附帯決議（案）の写し

第3 監査の結果

監査の結果、項目（1）については、平成30年11月8日付けで請求人が行った住

民監査請求と同一の内容を再度監査請求したものであり、本件請求は、前回の請求の反復であって不適法なものであるものと認められた。したがって、本件措置請求についてはこれを却下する。

項目（2）及び項目（3）について請求人の主張にはいずれも理由がないものと認められた。したがって、本件措置請求についてはこれを棄却する。

以下、事実関係の確認、監査委員の判断について述べることとする。

1 住民投票及び市長選挙について

(1) 事実関係の確認

本件については、関係職員調査等により次のとおり事実関係を確認した。

ア 住民投票条例は、平成25年11月27日開会の第92回篠山市議会定例会に提出され、同年12月20日に修正可決されている。審議の過程で、住民投票条例第5条に関する説明は「市民の意思を明確に表明してもらうため、賛成または反対のいずれか一方の意思を問う二者択一の設問形式と定めています。」と説明されており、これについての質疑は出されていない。

イ 住民投票条例逐条解説書が平成26年1月に定められており、その中の第5条の説明において「市民の意思を明確に表明してもらうため、賛成又は反対のいずれか一方の意思を問う二者択一の設問形式とします。」と記載されている。

ウ 平成30年8月9日に請求代表者から市政の重要事項の名称を「市名を丹波篠山市に変更することについて」の住民投票実施請求書を添えて住民投票実施請求代表者証明書交付申請書が提出された。市長は審査し、住民投票条例第5条に規定する投票の形式を始め、その他必要な要件を満たしていたことから、住民投票実施請求書において補正を要する事項は、存しないと判断した。

エ 平成30年10月5日に篠山市の選挙人名簿に登録されている者の総数の5分の1以上の連署をもって、請求代表者から住民投票実施請求書が提出されたことを受け、市長は市名を丹波篠山市に変更することについての賛否を問う住民投票の実施を決定し、同日に篠山市選挙管理委員会へ通知されている。選挙管理委員会は、市長の委任を受け、住民投票の執行を決定。

オ 住民投票費は第115回篠山市議会定例会において、平成30年9月27日に提案がされた平成30年度一般会計補正予算（第5号）に26,734千円が計上され同日に原案可決されている。また、第116回篠山市臨時会において、平成30年10月12日に提案がされた平成30年度一般会計補正予算（第6号）に6,500千円の減額予算の計上されたもので、同日に原案可決されている。

カ 市長選挙費は第116回篠山市臨時会において、平成30年10月12日に提案がされた平成30年度一般会計補正予算（第6号）に11,198千円が計上され同日に原案可決されている。

キ 住民投票費からの公金の支出については、18,789,405円の支出負担行為が行われており又、市長選挙費は7,802,907円の支出負担行為が行われている。

(2) 監査委員の判断

本件措置請求について、次のとおり監査委員の判断を述べる。

本件措置請求に関連しては、同一請求人から、平成30年11月8日付けで法242条第1項の規定による住民監査請求（以下「前回の請求」という。）が提出されている。前回の請求の趣旨は、平成30年11月18日執行の市長選挙及び住民投票に関して、篠山市選挙管理委員会事務局長に対し、条例違反の住民投票や市長選挙の費用の返還措置を講ずることを請求するものであった。

判例によると、既になされた住民監査請求と同一の住民監査請求を再度行うことの可否については、「法242条第1項の規定による住民監査請求に対し、同条第3項の規定による監査委員の監査の結果が請求人に通知された場合において、請求人たる住民は、右監査の結果に対して不服があるときは、法242条の2第1項の規定に基づき同条の2第2項1号の定める期間内に訴えを提起すべきものであり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていないものと解するのが相当である。所論は、先の監査請求と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求であっても、新たに違法、不当事由を追加し又は新証拠を資料として提出する場合には、別個の監査請求として適法である旨主張するが、かかる見解は採用することができない。」（最高裁判所昭和62年2月20日判決）とされている。

そこで、本件措置請求を検討したところ、監査対象となる事項は、前回の請求と同じ、平成30年11月18日執行の市長選挙及び住民投票に関して、条例違反の住民投票及び市長選挙にかかる費用の返還措置を講ずることであり、また、本件措置請求では、前回の請求において主張した事由に加え、新たに『住民投票条例施行規則第2条の2には「・・・住民投票請求書に記載された設問形式が条例5条に規定する形式に該当しないとき、又は住民投票請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求代表者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。」とある。この補正を求めると「相当の期間」が流れ、市長酒井隆明が希望の「元号変更と同時」が無理になるから、故意に施行規則に違反して補正を求めなかった』と主張しているが、市長は、住民投票条例第5条に規定する投票の形式を始め、その他必要な要件を満たしていたことから、住民投票実施請求書において補正を求めていることを確認した。また、請求人はこのことを新たな違法、不当事由を追加し又は新証拠を資料として提出する場合にあたり主張しているが、最高裁判例にあるように、このことをもって適法な別個の監査請求として採用することはできないと考える。

なお、同判例によると、「住民訴訟（法242条の2）は監査請求の対象とした違法

な行為又は怠る事実についてこれを提起すべきものとされているのであって、当該行為又は当該怠る事実について監査請求を経た以上、訴訟において監査請求の理由として主張した事由以外の違法事由を主張することは何ら禁止されていないものと解せられる。したがって、主張する違法事由が異なるごとに監査請求を別個のものとしてこれを繰り返すことを認める必要も実益もないといわざるを得ない。」(最高裁判所昭和62年2月20日判決)とされており、新たな違法、不当事由の追加や新資料の提出については、住民訴訟において主張することは可能と考える。

以上のことから、本件請求は、平成30年11月8日付けで請求人が行った住民監査請求と同一の内容を再度監査請求したものであり、本件請求は、前回の請求の反復であって不適法であると判断する。

2 安定ヨウ素剤の配布について

(1) 事実関係の確認

本件については、関係職員調査等により次のとおり事実関係を確認した。

ア 平成27年6月17日に篠山市原子力災害対策検討委員会が提出された原子力災害対策計画にむけての提言において、「市は被曝防護のための安定ヨウ素剤の事前配布をすみやかに行ってください。」とされている。

イ 安定ヨウ素剤配布事業は第112回篠山市議会定例会において、平成30年2月21日に提案がされた平成30年度一般会計予算に4,003,000円が計上され同年3月27日に原案が可決されている。内訳は協力者謝礼として1,296,000円、消耗品費として691,000円、食糧費として60,000円、印刷製本費として408,000円、郵便料として1,548,000円である。

ウ 平成30年度の安定ヨウ素剤配布事業からの公金支出については、3,523,993円の支出負担行為が行われている。

エ 平成30年度の安定ヨウ素剤の更新者数については、更新対象者11,357人に対し8,057人(更新率70.9%)となった。また、新規受領者は741人(3歳未満:169人、3歳以上13歳未満:147人、13歳以上:425人)となっている。

オ 平成28年10月19日に福島県の「ひらた中央病院」等の医療関係者が発表されている報告書によると、東京電力福島第1原発事故の影響について、福島県などに住む18歳以下の子供4,410人を調査した結果、大部分の子供が甲状腺がんの危険性を減らすのに十分な量のヨウ素を食品から摂取していたとする研究成果が発表されている。

その研究成果の内容については、「事故後から平成27年まで、福島県及びその周辺地域において18歳以下の子供には十分な量のヨウ素の摂取が認められた。尿中ヨウ素の中央値は204マイクログラムであり、これは世界保健機関が推奨する

100マイクログラムを大きく上回った。世界保健機関は人口における50マイクログラム以下の割合が20%以下となることを推奨しているが、本研究ではその割合はわずか3%であった。」と発表されている。

(2) 監査委員の判断

本件措置請求について、次のとおり監査委員の判断を述べる。

請求人は、効果が少ない安定ヨウ素剤配付行為についての支出3,523,993円は、違法若しくは不当な公金支出に該当すると主張しているので、この点について判断する。

安定ヨウ素剤については、避難が必要になる原子力災害の発生時に混乱なく服用できるよう事前に配布するものである。

安定ヨウ素剤の事前配布については、原子力の災害を想定し市民の安全を確保するための必要な対策等を検討するために設置された篠山市原子力災害対策検討委員会の提言に基づくものであり、市が第112回篠山市議会定例会において予算を提案し可決されたことにより事業を実施している。

また、請求人が主張されている「ヨウ素剤服用が必要な人は3%だけだ」と言う、福島県の「ひらた中央病院」等の医療関係者が発表されている報告書では、調査の対象が福島県及びその周辺に居住する18歳以下の子供に限定されている。

また、この報告書が公表された後の原子力規制庁の原子力規制委員会が策定している「原子力災害対策指針」及び原子力規制庁放射線防護企画課が策定している「安定ヨウ素剤の配付・服用に当たって」の解説書について、この報告書を受けて内容が変更されたことはなく又、国の方針に変更が無いものと判断し、篠山市の配付等においても従前の取り組みを継続することとしている。

従って原子力災害に備え市民の安全を確保するための対策は、その裁量に著しく合理性を欠き裁量権を逸脱又は濫用するものとは認められない。また安定ヨウ素剤配布に必要な経費以外の支出はされておらず、法令に違反して予算は執行されていない。

以上のことから、安定ヨウ素剤配布事業に基づく公金の支出は、違法若しくは不当な公金支出にはあたらず、請求人の主張は理由がないものと判断する。

3 行政事務の委託について

(1) 事実関係の確認

本件については、関係職員調査等により次のとおり事実関係を確認した。

- ア 平成30年度行政事務委託業務契約書第3条に定める行政事務委託料の均等割額は65,000円（50会員以下の自治会）、66,000円（51会員から100会員の自治会）、67,000円（101会員から150会員の自治会）、68,000円（151会員から200会員の自治会）、69,000円（201会員以上の自治会）である。
- イ 住吉台自治会から提出された平成30年度行政事務委託業務委託料振込依頼書に記載されている会員数は1,016会員である。
- ウ 入組自治会から提出された平成30年度行政事務委託業務委託料振込依頼書に記載されている会員数は2会員である。
- エ 平成30年度の行政事務委託料の支出については、49,787,000円（均等割額：17,048,000円、会員割額：32,739,000円）の支出負担行為が行われている。
- オ 行政事務委託料は、均等割額と会員割額で構成される。均等割額は、各種委員や調査員等の推薦、災害等の通報に関すること等、会員割額は、広報等の配布や各種募金の集金等に関することとなる。
- カ 篠山市自治会長会では、平成30年度に小規模自治会の課題解決に向け小規模自治会検討委員会を3回開催されている。

(2) 監査委員の判断

本件措置請求について、次のとおり監査委員の判断を述べる。

請求人は、行政事務委託業務契約に基づく行政事務委託料（均等割額）について、入組自治会と住吉台自治会の間で差別支給がされたことについて、違法又は不当な公金の支出にあたりと主張しているため、この点について判断する。

行政事務委託業務契約書第3条に基づく行政事務委託料の区分として均等割額と会員割額があり、均等割額は、各種委員や調査員等の推薦、災害等の通報に関すること等、会員数の影響を受けずに執行できる業務に、会員割額は、広報等の配布や各種募金の集金等の会員数に応じた労力が必要とされる業務に支払われている。

したがって、行政事務委託料を構成する均等割額、会員割額は、委託業務の性質に応じ積算されたものであると認められる。

以上のことから、行政事務委託料の支出（均等割額）については、違法又は不当な公金の支出にはあたらず、請求人の主張は理由がないものと判断する。